

# 共同住宅の各戸検針の新方式追加について

令和4年4月1日施行

## 【概要】

うるま市では、アパートなどの共同住宅の各戸検針及び水道料金徴収を行う場合、所有者が集中検針盤・遠隔式メーター(子メーター)の設置を要件に行っていました。今回新たに、子メーターの管理方式について、各戸分の加入金と手数料の支払いや子メーター設置基準などの要件を満たせば水道部が子メーターの貸与・取替をすることも、選択できるようになります。

なお、親メーター以下の維持管理は、従来どおり所有者の方に行っていただきます。

## 【管理方式の内容】

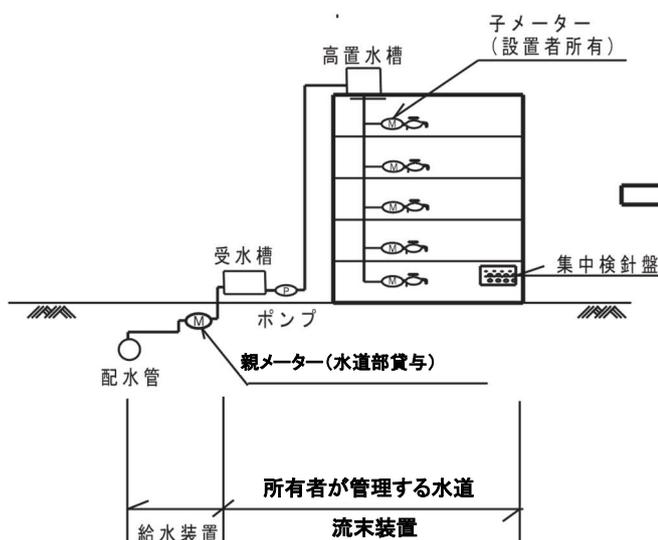
区 分	集中検針盤・遠隔式	新方式(普通式)
加入金	親メーターの口径により徴収	子メーターの個数により徴収
設計審査・工事検査手数料	親メーターの口径により徴収	子メーターの個数により徴収
子メーターの取替(8年毎)	所有者が設置・取替	水道部が貸与・取替 ※初回設置は所有者負担
集中検針盤設置	所有者が設置	不要
親メーター以下の維持管理	所有者が維持管理	所有者が維持管理

## 【申請要件】

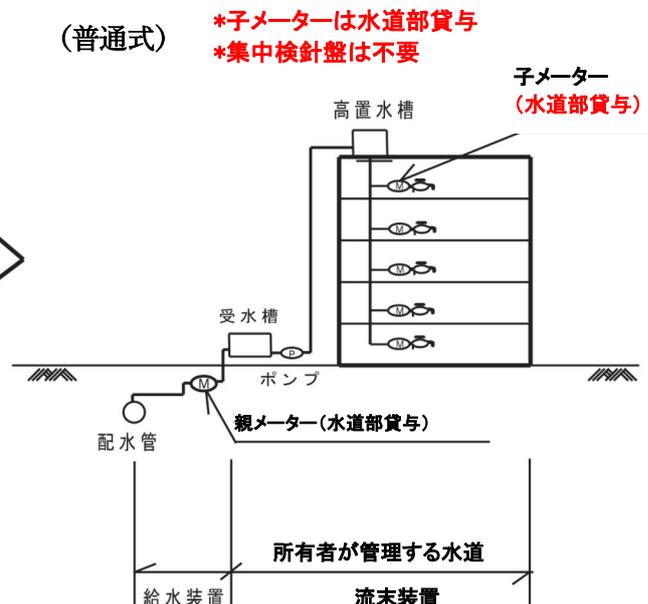
- ・ 受水槽又は直結等で給水を受ける、原則3階以上の建物であること。
- ・ 建物に対し住宅部分が6割以上であること。
- ・ 各戸の設置される子メーター並びに子メーター周辺の配管及び設備等について、管理者が別に定める「子メーター設置基準」に適合したものであること。

## 【イメージ図】

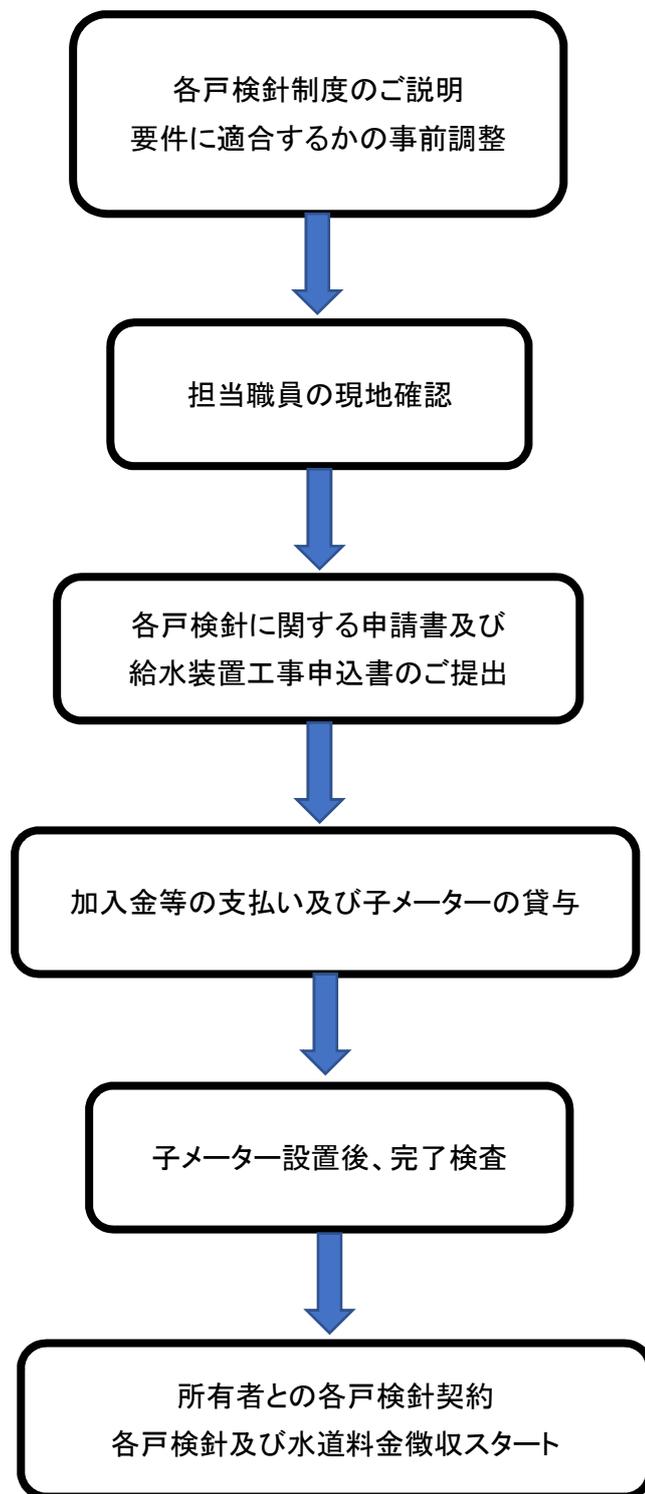
(集中検針盤・遠隔式)



(普通式)



## 【共同住宅の各戸検針の取扱開始までの流れ】



※詳しくは「うるま市ホームページ」をご覧ください。

うるま市 水道部 各戸検針

検索



お問い合わせ先  
うるま市水道部営業課調定係  
TEL：098-975-2201  
FAX：098-973-6783